

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
二六

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則  
二八

### 告 示

○浄化槽法の規定により指定検査機関を指定した件  
二八

○国土調査として指定した件  
二九

○保安林の指定を解除する件  
二九

○道路の区域を変更する件三件  
二九

○都市計画事業を認可した件  
三三

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件  
三三

○土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件  
三三

○宅地造成等規制法により造成宅地防災区域を指定する件  
三三

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件  
三三

○福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を公示する件  
三三

### 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

○不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件  
三三

○不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件  
三三

### 正 誤

○平成二十年三月二十八日付け号外第二十三号中  
三三

○平成二十五年三月十五日付け号外第十三号中  
三三

## 規 則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十五年三月二十二日  
福島県知事 佐藤 雄 平

### 福島県規則第十六号

#### 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成八年福島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五の1の表1・1「ジクロロエチレン」の項中「0.02ミリグラム」を「0.1ミリグラム」と、「0.2ミリグラム」を「1ミリグラム」と改めぬ。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（水・大気環境課）

### 福島県規則第十七号

#### 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行郡山支店の項中「株式会社東邦銀行郡山支店」を「株式会社東邦銀行郡山営業部」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（出納総務課）

## 告 示

### 福島県告示第二百八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十七条第一項の規定により、指定検査機関として平成二十五年三月十五日に次の者を指定した。  
平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名

社団法人福島県浄化槽協会

福島県福島市野田町一丁目十六番三十五号

会長 大河原正一

二 指定検査機関が検査業務を行う地域及び期間

福島県全域

三 平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで（三年間）  
 検査の手数料  
 1 浄化槽法第七条の規定による水質検査

浄化槽の規模	手数料の額
一〇人槽以下	一〇、〇〇〇円
一一人槽以上二〇人槽以下	一三、〇〇〇円
二一人槽以上一〇〇人槽以下	一五、〇〇〇円
一〇一人槽以上五〇〇人槽以下	一九、〇〇〇円
五〇一人槽以上三、〇〇〇人槽以下	二一、〇〇〇円
三、〇〇〇一人槽以上	二四、〇〇〇円

2 浄化槽法第十一条の規定による定期検査

浄化槽の規模	手数料の額	
	既存単独処理浄化槽	既存単独処理浄化槽以外の浄化槽
一〇人槽以下	四、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一一人槽以上二〇人槽以下	六、〇〇〇円	八、〇〇〇円
二一人槽以上一〇〇人槽以下	八、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
一〇一人槽以上五〇〇人槽以下	一二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
五〇一人槽以上三、〇〇〇人槽以下	一四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
三、〇〇〇一人槽以上	一四、〇〇〇円	一九、〇〇〇円

四 備考 「既存単独処理浄化槽」とは、浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。  
 検査業務の開始予定年月日  
 平成二十五年四月一日

福島県告示第二百九号

（一般廃棄物課）

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十五年三月十四日次のとおり指定した。  
 平成二十五年三月二十二日  
 福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行う者の名称  
会津若松市
  - 二 調査地域  
会津若松市湊町大字共和の一部
  - 三 調査期間  
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
- （農村計画課）

福島県告示第二百十号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
 平成二十五年三月二十二日  
 福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
いわき市四倉町上仁井田字東山一三四の三一、一三四の三二、一三四の三三、一三四の三四
  - 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- （森林保全課）

福島県告示第二百十一号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十五年三月二十二日  
 福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前	変更後	敷地の幅員	延 長
県道西若松停車場	会津若松市材木町一丁目三九〇番一地先から	変更前	変更後の別	A 八・二（メートル）	一一・二（メートル）

南町線

同 目五一番一 地先まで	同 目三九〇番 五地先から	同 目五一番一 地先まで	同 目三九〇番 一地先から	同 目三九〇番 四地先まで	同 番地先から	同 番一 地先まで	同 番一 地先まで	同 番一 地先まで	同 番一 地先まで
市城西町一丁	市城西町一丁	市城西町一丁	市城西町一丁	市城西町二五	市城西町二五	市城西町二五	市城西町二五	市城西町二五	市城西町二五
変更後	変更後	変更後	変更後	変更後	変更後	変更後	変更後	変更後	変更後
A 八・二〇	B 五・〇〇	C 七・六〇	D 五二・〇〇	八・二〇	五二・〇〇	八・二〇	五二・〇〇	八・二〇	五二・〇〇
一一・二〇	四四・〇〇	四七・六〇	八五・〇〇	一一・二〇	八五・〇〇	一一・二〇	八五・〇〇	一一・二〇	八五・〇〇
一一二五・〇〇	一一八一・〇〇	一一五八・〇〇	一一六七・四〇	一一二五・〇〇	一一六七・四〇	一一二五・〇〇	一一六七・四〇	一一二五・〇〇	一一六七・四〇

(道路計画課)

**福島県告示第二百十二号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名 県道中沢西若松停車場線	区 会津若松市材木町一丁目二五〇番一 地先から 同 市材木町一丁目三九〇番一 地先まで 会津若松市材木町一丁目二五〇番一 地先から 同 市材木町一丁目	間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			A 八・二〇	一一・二〇	一九八・六〇
			B 二五・〇〇	三七・〇〇	一九七・〇〇

福島県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

同 目三九〇番一 地先まで	同 目五四八番 地先から	同 目三九〇番一 〇地先まで	同 目三九〇番一 〇地先まで	同 目三九〇番一 〇地先まで	同 目三九〇番一 〇地先まで	同 目三九〇番一 〇地先まで	同 目三九〇番一 〇地先まで	同 目三九〇番一 〇地先まで	同 目三九〇番一 〇地先まで
会津若松市材木町一丁目二五〇番一 地先から	市材木町一丁目	市材木町一丁目	市材木町一丁目	市材木町一丁目	市材木町一丁目	市材木町一丁目	市材木町一丁目	市材木町一丁目	市材木町一丁目
変更後	変更後	変更後	変更後	変更後	変更後	変更後	変更後	変更後	変更後
A 八・二〇	C 四六・〇〇	四七・四〇	四七・四〇	四七・四〇	四七・四〇	四七・四〇	四七・四〇	四七・四〇	四七・四〇
一一・二〇	三九・〇〇	三九・〇〇	三九・〇〇	三九・〇〇	三九・〇〇	三九・〇〇	三九・〇〇	三九・〇〇	三九・〇〇
一一九八・六〇	一一三九・〇〇	一一三九・〇〇	一一三九・〇〇	一一三九・〇〇	一一三九・〇〇	一一三九・〇〇	一一三九・〇〇	一一三九・〇〇	一一三九・〇〇

(道路計画課)

路線名 県道喜多方会津坂下線	区 喜多方市塩川町四奈川字木戸口二一〇四番地 先から 同 市塩川町会知字前川原二七七五番地 先まで 喜多方市塩川町四奈川字木戸口二一〇四番地 先から 同 市塩川町会知字前川原一七九番地 先まで 喜多方市塩川町会知字前川原一三五番地 先から	間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			A 六・五〇	三三・五〇	二、〇七六・五〇
			B 一〇・七〇	一一・二九・〇〇	二、七六九・五〇
			C 一一・二〇	二七・五〇	二〇九・七〇

同 市塩川町会知字 前川原二一六番地先ま で	喜多方市塩川町四奈川 字木戸口二一〇四番地 先から	変更後	A 一〇・六〇 一三・二〇	D 一四・六〇 三八・六〇	三五・二〇
同 市塩川町会知字 沼六一番地先まで	同 市塩川町四奈川 字西鏡沼一四番地先ま で		B 一〇・七〇 一二九・〇		二、七六九・五
同 市塩川町会知字 前川原一七九番地先ま で	喜多方市塩川町四奈川 字木戸口二一〇四番地 先から				

(道路計画課)

福島県告示第二百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称 新地町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 相馬都市計画緑地事業 五号 釣師防災緑地
- 三 事業施行期間 平成二十五年三月二十二日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 相馬郡新地町谷地小屋字中浜田、字北畑、字浜畑、字釣師及び字町裏の各一部の区域並びに小川字浜田の一部の区域並びに大戸浜字牛川の一部の区域
- 使用の部分 相馬郡新地町谷地小屋字北畑、字浜畑、字釣師及び字町裏の各一部の区域並びに小川字浜田及び字浜畑の各一部の区域並びに大戸浜字牛川の一部の区域

(まちづくり推進課)

福島県告示第二百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称 福島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画道路事業 三・五・百十八号 腰浜町町庭坂線
- 三 事業認可の年月日 平成十八年六月二日
- 四 事業施行期間 平成十八年六月二日から平成二十九年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
- 使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第二百十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、喜多方市から喜多方市幸町地区沿道整備街路事業について換地処分をした旨届出があった。

平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

(まちづくり推進課)

福島県告示第二百十七号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二十条第一項の規定により、造成宅地防災区域を次のとおり指定する。

平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区 域	区域の範囲
特別養護老人ホーム羽山荘	二本松市大字太田字荻ノ田	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部建築指導課、福島県県北建設事務所建築住宅課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(建築指導課)

公 告

公告第七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十五年三月七日

二 名称  
特定非営利活動法人 J i n

三 代表者の氏名  
川村 博

四 主たる事務所の所在地  
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字一里檀百三十七番地一

五 定款に記載された目的  
この法人は、「仁」の心に基づいて事業を行い、地域で生活している児童、障がい者が豊かに、輝きながら生活を営むことができるよう寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第七十八号

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百七十四条の二第四項の規定により、平成二十五年年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成二十三年福島県告示第四百五十二号）に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。

平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

第一 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項に規定する資格（以下単に「資格」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者であること。

二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。

三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

こと。

四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。

第二 資格及びその有効期間

資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、資格が認定された日から平成二十六年三月三十一日までとする。

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

福島県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書等の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四一五二一―七五六三
福島県中地方振興局出納室	九六三―八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一号	〇二四一九三五―一四七二
福島県南地方振興局出納室	九六一―〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四八―二三―一六五四
福島県会津地方振興局出納室	九六五―八五〇―一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四二―二九―五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七―〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四一―六二―五三三二
福島県相双地方振興局出納室	九七五―〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四四―二六―一三〇二
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇―一八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四六―二四―六〇四三

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

一 商号又は名称

二 代表者の氏名

三 住所又は主たる事務所の所在地

四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項

第九 この公告に関する問い合わせ先

福島県出納局入札用度課

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十五号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。

平成二十五年三月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

施設 の 名称	施設 の 所在地	閉 鎖 年 月 日
福島県立喜多方病院	喜多方市字稲清水二二三三四番地	平成二五年一月一日

福島県選挙管理委員会告示第十六号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十五年三月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
-------	-------	-----------

財団法人脳神経疾患研究所 所附属総合南東北病院	一般財団法人脳神経疾患 研究所附属総合南東北病 院	平成二四年一〇月一日
----------------------------	---------------------------------	------------

正 誤

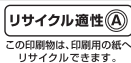
ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年三月二十八日付け号外第二十三号中

三	上	一六	建設事務所次長	建設事務所長
---	---	----	---------	--------

○平成二十五年三月十五日付け号外第十三号中

五	下	三	第一条の規定	この規則
---	---	---	--------	------



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷